

平成30年第3回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年3月27日午後1時30分、下記の件議定のため平成30年第3回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 事務報告
日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
日程第 7 報告第 4号 農地法第4条の規定による許可申請取下げ願について
日程第 8 報告第 5号 平成30年度栗原市農作業標準賃金について
日程第 9 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 10 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 11 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 12 議案第 4号 農用地利用集積計画について
日程第 13 議案第 5号 農用地利用配分計画について
日程第 14 議案第 6号 非農地証明願について
日程第 15 議案第 7号 平成30年度栗原市農業委員会事業計画について
日程第 16 議案第 8号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について

1、出席委員（21名）

1番	三浦	まさ	かつ	勝、	2番	大岩	だい	黒淵	こく	昭敬	あき	夫一	お	3番	阿佐	あ	部竹	べ	かず	一	のぶ	信、
4番	吉田	まさ	とし	俊、	5番	岩	おお	ばば	ひろ	敬	けい	一、	い	6番	佐曾	そ	曾根	ね	たけ	き	み子、	
7番	狩野	よし	のり	善典、	8番	大場	おお	ばば	ゆき	裕	ゆき	之、	ゆき	9番	お尾	お	根形	ね	かね	お	金雄、	
10番	千葉	ゆう	こ	子、	11番	鈴木	すず	木	はる	春江、	はる	え江、	え	12番	佐々木	さ	木	さ	がた	よう	いちろう	陽一郎、
13番	及川	しょう	いち	正一、	14番	多田	たん	だ	じん	仁	じん	一、	い	15番	佐々木	さ	木	さ	さ	よし	じ	吉司、
16番	菅原	ひで	とし	俊、	17番	岩渕	いわ	ぶち	ひろし	弘、	ひろし	弘、	ひろ	18番	佐々木	さ	木	さ	さ	ひろし	弘、	弘、

19番 佐藤 勝、 22番 米山 嘉彦、 23番 黒澤 光啓、
24番 鈴木 康則、

2、欠席委員 (1名)

21番 秋山 憲義、

3、遅刻委員 (2名)

8番 大場 裕之、 20番 狩野 和義、

4、早退委員

4番 吉田 優俊、

5、議事に参与した者

事務局長 菅原 昭憲、 事務局長補佐 山田 彰、
農地農政係長 阿部 泰憲、 主査 菅原 賢一、
主査 千葉 美香、

(午後1時30分 開会)

議長 ご起立願います。「みなさん、ご苦労様です。」
ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第3回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は21名で、定足数に達しております。

欠席の通告が、21番 秋山 憲義 委員から出ております。

遅刻の通告が、8番 大場 裕之 委員、20番 狩野 和義
委員から出ております。

議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に基づき進め
て参ります。

議案説明等のため、事務局長のほか、関係職員を出席させております。

議長　　日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、22番　米山　嘉彦　委員、23番　黒澤
光啓　委員　を指名いたします。

議長　　日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長　　ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日間と決しました。

議長　　日程第3、事務報告をいたします。事務局長に報告させます。

事務局長　3月の事務・事業並びに4月の事業予定について、資料を基に
報告。

議長　　これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長　　日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告いたし
ます。
第3区の番号1番の案件について、事務局から報告させます。

事務局 番号1番は、栗駒地区の田1筆、面積2, 527m²に、盛り土を行うもの、1件について報告。

議長 次に、去る3月23日、10番 千葉 優子 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願ひいたします。
それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

推進委員 3月23日、千葉優子 委員、佐藤みき 推進委員と事務局の千葉主事と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。
詳細については只今事務局から説明があったとおりですが、1番、の案件は、道路に面した場所で、現地を確認しますと、耕作条件を改善するためのものであり、この計画には周辺農地にも特に影響が無いものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。
事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による賃貸借権設定の解約15件、基盤法による賃貸借権設定の解約14件、合計29件について報告。

議長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告いた

します。

事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による使用貸借権設定の解約14件、について報告。

議長 これで、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第7、報告第4号、農地法第4条の規定による許可申請取下げ願について、報告いたします。

事務局から報告させます。

事務局 番号1番は、築館地区の畠1筆、面積1, 285m²のうち854m²に切り土を行い、農地改良を行う予定であったが、事業計画を見直し取り下げを願い出たもの、1件について報告。

議長 これで、日程第7、報告第4号、農地法第4条の規定による許可申請取下願について、報告を終わります。

議長 日程第8、報告第5号、平成30年度栗原市農作業標準賃金について、報告いたします。

初めに、栗原市農作業標準賃金 内部検討委員会 委員長である、18番、佐々木 弘 委員から報告を頂きます。
よろしくお願ひします。

18番委員 平成30年度栗原市農作業標準賃金ということで、2回ほど内部検討委員会を開催し検討して参りました。昨年の要望等、今年の内容等をいろいろ審査いたしました。その結果、昨年と比べますと、振動サブソイラーの欄が一行削除され、その他は、昨年と同様の内容で平成30年度の農作業標準賃金を決めさせていただきました。よろしくお

願いします。

議長 次に、事務局から内容について報告させます。

事務局 別添資料 1 の 1 ページで内容の説明。

議長 これで、日程第 8、報告第 5 号、平成 30 年栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

議長 日程第 9、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第 1 区の番号、1 番から 19 番までの 19 案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第 3 条許可申請について、
番号 1 番、築館地区の所有権移転売買を行うもの、
番号 2 番から 8 番は、築館地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号 9 番、10 番は、築館地区の所有権移転交換を行うもの、
番号 11 番、12 番は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの、
番号 13 番は、高清水地区の賃貸借権設定を行うもの、
番号 14 番、15 番は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの、
番号 16 番は、一迫地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号 17 番、18 番は、瀬峰地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号 19 番は、瀬峰地区の賃貸借権設定を行うもの、
以上、19 案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る 3 月 22 日、1 番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 初美 委員及び 佐藤 秀男 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いたします。

それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

推進委員

去る3月22日、三浦正勝委員、佐藤秀男推進委員及び事務局の菅原主査と私で、書類審査及び現地確認調査を行いました。

13番を除く、1番から19番の詳細については事務局から説明したとおりです。労力不足や財産処分による売買や贈与、親子間や孫への経営移譲による贈与となっており、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案いたしますと問題は無いものと判断いたしました。それから、13番については、周囲が山林に囲まれているとはいえ、申請地の隣接に借受人の農地がありまして、賃貸借することによって一体的に利用が図られるものと見て参りました。許可に当たっては、特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番委員

19番の案件ですが、場所もよく分からないのですが、賃借料が反当13kgとなっており低いような契約ですが、何か理由があるのでしょか。

事務局

現地は、開田丘陵地帯でありまして、登記簿面積と実際に耕作できる面積にかなりの差があり、賃借料の算定は耕作面積を基に計算したもので、水張り面積では、反当30kgとなります。

議長

他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、20番から29番までの10案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、
番号20番は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの、
番号21番から24番は、若柳地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号25番は、若柳・志波姫地区の使用貸借権設定を行うもの、
番号26番は、金成地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号27番は、志波姫地区の所有権移転売買を行うもの、
番号28番は、志波姫地区の所有権移転贈与を行うもの、
番号29番は、志波姫地区の賃貸借権設定を行うもの、
以上、10案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る3月23日、14番 多田 仁一 委員、農地利用最適化推進委員の 小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願ひいたします。
それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

推進委員 去る3月23日、多田仁一委員、小野大介推進委員及び事務局の千葉主査と私で、書類審査及び現地確認調査を行いました。
所有権移転売買の案件が2件、所有権移転贈与の案件が6件、使用貸借権設定が1件、賃貸借権設定が1件となっております。審査の結果、特に問題は無いものと判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、30番から43番までの14案件を審議いた

します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局

農地法第3条許可申請について、

番号30番から32番は、栗駒地区の所有権移転売買を行うもの、

番号33番は、栗駒地区の所有権移転贈与を行うもの、

番号34番から39番は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの、

番号40番は、鷲沢地区の所有権移転売買を行うもの

番号41番は、鷲沢地区の所有権移転贈与を行うもの、

番号42番、43番は、鷲沢地区の賃貸借権設定を行うもの、

以上、14案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願
いたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

推進委員

農地法第3条許可申請について、番号30番から43番までは只今
事務局から説明があったとおりですが、労力不足や親子間による贈与
などでしたので、机上での審査といたしました。特に問題は無いもの
と判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、43
案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第4条許可申請の案件について説明。
番号1番は、瀬峰地区の畠1筆、面積780m²を一時転用し、申請者が所有する既存宅地へ既存住居建替えに必要な仮設住宅を設置するもの、農地区分は10ha以上の農地の広がりがありまして、第一種農地に該当いたしますが、既存敷地の2分の1以内の造成のため、不許可の例外規定に該当するもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、熊谷 初美 推進委員から報告願います。

推進委員 既存の住宅の建替えによります、仮設住宅のための一時転用であり、現地を確認しますと申請人の宅地の南側に位置しており、現在も作付けしていると見られる畠がありました。周辺農地や近隣へも影響が無いものと判断してまいりました。ご審議の程宜しくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番から4番の4案件を審議いたします。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆、面積272m²を所有権移転売買で取得し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は東側に農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものであること。

番号2番は、築館地区の畠1筆、面積318m²を所有権移転売買により取得し、アパート1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当するところであること。

番号3番は、一迫地区的田1筆、面積241m²を譲り受け、普門寺への来訪者及び墓地参拝者の駐車場が手狭なため、駐車場を造成するもの。農地区分は農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、既存敷地の2分の1以上の転用であることから、不許可の例外規定に該当するものであること。

番号4番は、瀬峰地区的畠1筆、面積1,878m²のうち、999m²の父名義の土地に使用貸借権を設定し、アパート1棟及び駐車場

を建築造成するもの。農地区分は住宅地に囲まれた小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、1番 三浦 正勝 委員から報告願います。

1番委員

1番から4番の案件の詳細につきましては、事務局から説明があつたとおりです。現状が田や畑のところに、一般個人住宅や集団住宅と駐車場を造成する案件であります。1番目の件は現地確認したところ、1種農地ではありますけれども、集落に接した立地でありまして、現在は何も作付けされていない農地であります。住宅建築に必要な最小面積を確保しており、周辺農地には影響を与えないものと判断いたしました。

2番目の件は現地確認したところ、赤道や住宅に囲まれた立地であります。現在は何も作付けされていない状態であります。集合住宅を建築するものであります。都市計画用途地域でもあります。申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響もないものと判断いたしました。

3番目の件ですけれども、昨年10月の総会で農振除外をした案件です。第一種農地でありますが、既存駐車場に接する立地にあります。現在は何も作付けされていない状態であります。事業計画者の門前地であり、周辺農地には影響が無い範囲であることが確認できました。

4番目の件ですが、転用目的のとおり申請人の父親から土地を借りて、アパートと駐車場を建築造成するものです。現在は何も作付けされていない休耕田でした。市道の面した土地であります。申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響もないものと判断いたしました。4件総て転用にあたり特に問題は無いものと判断して参りましたので、ご審議の程宜しくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、5番から7番の3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局

番号5番は、金成地区の畠2筆、面積107m²を所有権移転売買で取得し、既存敷地の隣接地である申請地に、社員駐車場を拡張するため造成整備を行うもの。農地区分は生産性の低い農地であり、小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

番号6番は、志波姫地区の田1筆、152m²と畠1筆、面積639m²を所有権移転売買により取得し、住宅1棟及び進入路及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものであること。

番号7番は、志波姫地区の畠1筆、面積763m²のうち、229.52m²を父親から借り受し、住宅1棟及び駐車場を造成するもの。農地区分は農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものであること。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、14番 多田 仁一 委員から報告願います。

14番委員

3月23日、阿部推進委員、小野推進委員と事務局の千葉主査と私で現地確認して参りました。詳細につきましては、事務局から説明のあったとおりです。転用にあたりましては、何ら問題は無いものと見て参りました。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、8番、9番の2案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号8番は、栗駒地区の畠1筆、面積193m²を所有権移転売買により取得し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は第3種農地に該当するところであること。
番号9番は、鶯沢地区の畠1筆、面積182m²を祖母から借受し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものであること。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、10番、千葉 優子 委員から報告願います。

10番委員 8番の件ですが、住宅地にある畠で現在は何も作付けされていない休耕畠で、3方がブロックやブロック塀に囲まれ境界が明確になっているところでした。カーブミラーや電柱も設置されておりました。下水道も設定されており転用許可に当たっては特に問題は無いものと判断して参りました。
9番の件ですが、すぐ裏が山林であり南側に原野、道路に面している側に田の広がりがある中に、住宅が点在している地域がありました。事業者の祖母が所有している畠であり、周囲には細い水路があり、裏山から染み出る水の排水溝になっている状態でした。周辺農地には影響が無いものと見てまいりました。転用許可に当たっては特に問題は無いものと判断して参りました。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての、9案件に対する意見については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに、決しました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 暫時休憩します。 (午後2時40分)

議長 会議を再開します。 (午後2時53分)
4番、吉田優俊委員から午後3時30分から早退の申し出があります。

議長 日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による 委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。
初めに、第1区の議案番号、3番、4番の案件について 審議いたします。8番、大場 裕之 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時54分)

(8番、大場 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時54分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 3番、4番の案件は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの。

以上2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、3番、4番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、3番、4番の案件については、原案を可とすることに決しました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、8番、大場 裕之 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後2時56分)

(大場委員着席、議長は口頭で大場 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後2時56分)

議長 次に、第2区の議案の番号、107番の案件について審議いたします。3番、阿部一信委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時56分)
(3番、阿部委員退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時56分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 107番の案件は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、107番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、107番の案件については、原案を可とすることに決しました。
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、3番、阿部一信委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後2時58分)

(阿部 委員着席、議長は口頭で阿部 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後2時58分)

議長 次に、第3区の議案の番号、146番番の案件について審議いたします。17番、岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時59分)
(17番、岩渕 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時59分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 146番の案件は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、146番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の、番号、146番の案件については、原案を可とすることに決しました。

議長 農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、17番、岩渕 弘 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後3時1分)
(岩渕 委員着席、議長は口頭で岩渕 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後3時1分)

議長 次に、第1区の番号、1番、2番及び5番から81番までの79案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1番、2番の案件は、築館地区の所有権移転売買を行うもの。
5番から31番の案件は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの。
32番の案件は、築館地区の使用貸借権設定を行うもの。
33番から43番の案件は、高清水地区の賃貸借権設定を行うもの。
44番の案件は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの。
45番から68番の案件は、一迫地区の賃貸借権設定を行うもの。
69番、70番の案件は、瀬峰地区の所有権移転売買を行うもの。
71番から81番の案件は、瀬峰地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 79案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に第2区の番号、82番から106番及び108番から135番までの53案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 82番から84番の案件は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの。
85番から94番の案件は、若柳地区の賃貸借権設定を行うもの。
95番の案件は、金成地区の所有権移転売買を行うもの。
96番から106番、108番から113番の案件は、金成地区の
賃貸借権設定を行うもの。
114番から135番の案件は、志波姫地区の賃貸借権設定を行
うもの。
以上 53案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に第3区の番号、136番から145番及び147番から17
3番までの37案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 136番か、137番の案件は、栗駒地区の所有権移転売買を行
うもの。
138番から145番及び147番から159番、161番から
163番の案件は、栗駒地区の賃貸借権の設定を行うもの。
160番、164番の案件は、栗駒地区の使用貸借権設定を行
うもの。
165番の案件は、鷲沢地区の所有権移転売買を行うもの。
166番から171番の案件は、鷲沢地区の賃貸借権設定を行
うもの。
172番の案件は、花山地区の使用貸借権設定を行うもの。
173番の案件は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの。
以上 37案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第4号、農用地利用集積計画の番号1番、2番及び5番から
106番、108番から145番並びに147番から173番までの
の169案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の番号1番、
2番及び5番から106番、108番から145番並びに147番から
173番までの 169案件については、原案を可とすることに決
しました。

議長 日程第13、議案第5号、農用地利用配分計画について、を議題と
いたします。

第1区の番号、1番から5番の5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1番から3番の案件は、築館地区の新規の賃貸借権設定を行うも
の。
4番の案件は、築館地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。
5番の案件は、一迫地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。
以上 5案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号、6番から10番までの5案件を審議いたします。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 6番から10番の案件は、金成地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。
以上 5案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議長 次に、第3区の番号、11番から14番までの4案件を審議いたします。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 11番から13番の案件は、栗駒地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。
14番の案件は、栗駒地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。
以上 4案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第5号、農用地利用配分計画の、14案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第5号、農用地利用配分計画の、14案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 ここで、前回2月26日の総会時に保留としておりました、第3区、花山地区の非農地証明願の前回7番の案件の取り扱いについて、事務局より説明させます。

事務局 平成30年2月総会において保留としておりました、議案第7号非農地証明願いについての、番号7番の案件につきましては、確認したところ、平成7年6月に転用許可を受けておりました。

許可内容としましては、賃貸借権設定により、一般個人住宅の建築と駐車場及び進入路の造成目的としたものです。以上のとおり転用許可を受けていることを確認できたことから、非農地証明願いについては、取り下げとさせていただきます。

また、当時の許可証につきましては、紛失してしまったため、許可証明願いにより対応することで、申請者に指導を行っております。なお、今後は申請内容等の事前調査を確実に行なう上で、議案として提出するよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明のとおり、前回の案件を取り下げるここといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、前回の非農地証明願の7番の案件は取り下げるこ^トとい^{たします。}

議長 次に、日程第14、議案第6号、非農地証明願について、を議題といたします。
第1区の番号、1番の案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号1番は、築館地区の畠1筆、面積262m²、願出地は、昭和54年頃から耕作しておらず山林化しており現在に至るもの。原野として地目変更をするために願い出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、1番 三浦 正勝 委員から報告願います。

1番委員 3月22日に先程の4名で書類審査並びに現地調査を行って参りました。現地は、薬師山公園に隣接しており、墓地近くの畠であることが確認できました。傾斜がきつく機械による耕作は困難であり、更に、昭和54年頃から耕作していないということで、現状は山林化しておりました。非農地証明願いにあたり、特に問題は無いものと判断して参りました。ご審議の程、宜しくお願ひします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、1案件について
は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第6号、非農地証明願については、原案
のとおり承認することに決しました。

議長

日程第15、議案第7号 平成30年度栗原市農業委員会事業計画
について、を議題といたします。

議案の内容を事務局から説明させます。

事務局

参考資料1 P2～P9 で説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 平成30年度栗原市農業委員会事業計画
について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第7号 平成30年度栗原市農業委員会
事業計画については、原案のとおり 決定いたしました。

議長　　日程第16、議案第8号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について、を議題といたします。

議長　　議案の内容を事務局から説明させます。

事務局　参考資料 2-1, 2-2, 2-3, 2-4で内容の説明。

議長　　議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長　　質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長　　ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第8号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積については、原案のとおり決定いたしました。

議長　　以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第3回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

< 午後3時59分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____